

果樹農業好循環形成総合対策実施要領

〔 12生産第2775号
平成13年4月11日
農林水産省生産局長通知〕

改正 平成14年3月20日13生産第9890号
改正 平成14年11月15日14生産第6205号
改正 平成15年3月28日14生産第10148号
改正 平成17年3月25日16生産第7936号
改正 平成18年3月28日17生産第7908号
改正 平成18年9月28日18生産第3728号
改正 平成19年2月8日18生産第7231号
改正 平成19年3月30日18生産第9341号
改正 平成22年3月31日21生産第10568号
改正 平成22年7月21日22生産第2448号
改正 平成23年3月29日22生産第10983号
改正 平成24年4月6日23生産第5906号
改正 平成25年4月1日24生産第3231号
改正 平成26年3月26日25生産第3490号
改正 平成26年5月27日26生産第661号
改正 平成27年4月9日26生産第3443号
改正 平成28年3月29日27生産第2878号
改正 平成28年5月9日28生産第343号
改正 平成29年3月31日28生産第2220号
改正 平成29年3月31日28生産第2214号
改正 平成29年8月25日29生産第1094号
改正 平成30年3月16日29生産第2238号
最終改正 平成30年3月30日29生産第2374号

第1 果実需給安定対策の実施

果樹農業好循環形成総合対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の果実需給安定対策の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

（1）農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、要綱第2の2の（1）の適正生産出荷見通しには、以下に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 全国の予想生産量
- イ 全国の適正生産量

- ウ 全国の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量
 - エ 全国の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置に関する基本的な事項
 - オ その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項
- (2) 要綱第2の2の(2)の全国生産出荷目標には、以下に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 都道府県別の適正生産量
 - イ 都道府県別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量
 - ウ 都道府県別の生産出荷量がア及びイの量となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置
 - (ア) (1)の適正生産出荷見通し、樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整に関する基本的な事項
 - (イ) 生食用果実の出荷に当たり、出荷量が集中し需要を大きく上回り、価格の低下が見込まれる時期(以下「特定時期」という。)において、出荷量の調整をより効果的に実施する方法として全果協(要綱第1に定めるものをいう。以下同じ。)が定めるもの(以下「特別出荷調整」という。)並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の特別出荷調整の生食用適正出荷量
 - (ウ) うんしゅうみかんについて、各年ごとの生産量の変動を是正するに当たり、生産量の調整の効果が高く、かつ生産性の向上のために有効であり、それを実施した結果の確認が容易な方法として全果協が定めるもの(以下「特別摘果」という。)並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の実施面積
 - エ その他全国の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項
- (3) 要綱第2の2の(3)の都道府県生産出荷目標には、以下に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 産地別の適正生産量
 - イ 産地別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量
 - ただし、出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量は、都道府県果協が、産地の状況を勘案して定めることとした場合に限り、定めるものとする。
 - ウ 産地別の生産出荷量等がア及びイの量となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置
 - (ア) (2)の全国生産出荷目標、当該都道府県の樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整のための実施方針
 - (イ) 特別出荷調整の実施に当たっての基本的な考え方及び産地別の特定時期における生食用適正出荷量
 - (ウ) 特別摘果を実施する場合には、その実施に当たっての基本的な考え

方及びその産地別の実施面積

- エ その他当該都道府県の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項
- (4) (3) の目標について、産地ごとに設定することが困難な場合には、当該目標が確実に達成されるよう、当該都道府県の指定果実の生産状況等を踏まえ、その他の適切な方法で区分して定めることができるものとする。
- (5) 要綱第2の2の(3)の「その他指定果実を出荷している事業者」とは、農協以外に出荷している事業者の組織する団体その他の団体で都道府県果協が適当と認める団体とするものとする。
- (6) 要綱第2の2の(4)の産地生産出荷目標には、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 生産者別の適正生産量

イ 生産者別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量。ただし、出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量は、都道府県果協に指定された指定果実出荷事業者が、産地の状況を勘案して定めることとした場合に限り、定めるものとする。

ウ 生産者別の生産出荷量がア及びイの量となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置

(ア) (3) の都道府県生産出荷目標、当該産地の樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整のための実施方針

(イ) 生産者別の特定時期における生食用適正出荷量

(ウ) 特別摘果を実施する場合には、生産者別の特別摘果に取り組むべき面積

エ その他当該産地の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

- (7) 要綱第2の3の(1)のアの生産出荷組織の構成員全員が産地生産出荷目標の達成に取り組むことが確実と見込まれる場合には、その代表者に対して生産出荷組織の構成員ごとに通知されるべき当該目標を一括して通知することができるものとする。

2 計画的生産出荷の推進

(1) 生産出荷計画

ア 要綱第2の3の(1)の生産出荷計画には、以下に掲げる事項を記述するものとする。

(ア) 予定生産量

(イ) 生食用及び加工原料用の用途別予定出荷量

a 出荷ルート別の予定出荷量

b 出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量が定められた場合は、その出荷時期区分ごとの生食用予定出荷量

(ウ) 生産出荷量が(ア)及び(イ)となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置

a 1の(6)の産地生産出荷目標を踏まえた生産量及び出荷量の調

整の実施計画

- b 特定時期における生食用予定出荷量
- c 特別摘果を実施する場合には、その実施計画

(エ) その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

イ 指定果実出荷事業者は、要綱第2の3の(1)のアにより、指定果実生産者から提出された生産出荷計画を都道府県法人に提出する場合には、総括表を添付するものとする。

ウ 要綱第2の3の(1)のアの「その他生産局長が別に定める要件」は、以下に掲げるとおりとするものとする。

(ア) 生産出荷量が、アの(ア)及び(イ)の量となるよう調整するための措置を適切に講じることとしていること。

(イ) 特別摘果を実施する場合、特別摘果の実施計画が、産地生産出荷目標に定めた指定果実生産者ごとに実施すべき特別摘果の面積を下回らないものであること。

エ 要綱第2の3の(1)のイにより生産出荷計画に定めた予定生産量又は予定出荷量の変更を行った生産出荷組織は、アに準じて変更後の生産出荷計画を作成するものとする。

(2) 計画的生産出荷の取組

ア 指定果実生産者による取組

(ア) 要綱第2の3の(2)のアの指定果実生産者が取り組むべき生産量及び出荷量の調整は、以下に掲げるとおりとするものとする。

- a 生産出荷計画に即して特別摘果その他の生産量の調整及び用途別の適切な仕向その他の出荷量の調整を実施すること
- b 要綱第2の6の(1)のウの果実計画生産推進基本計画に即した計画的生産出荷を実施すること
- c a及びbの取組状況について、指定果実生産者が相互に確認し合うこと
- d 生産出荷組織においては、自主的に構成員相互の巡回、a及びbの取組状況の取りまとめ等に努めること

(イ) 指定果実生産者は、作業記録簿及び出荷・販売台帳を整備するものとする。ただし、選果場、出荷事業者等からの情報又は既存の資料によって必要な事項が確認できる場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

イ 指定果実出荷事業者による取組

要綱第2の3の(2)のイの指定果実出荷事業者による取組のうち、ほ場の巡回については、原則として、うんしゅうみかんについては特別摘果を実施する場合にはその終了後1回以上及び熟期の異なる品種ごとの収穫作業の開始前の1回以上、りんごについては熟期の異なる品種ごとの収穫作業の開始前の1回以上実施するものとする。

ウ 都道府県法人による確認

(ア) 要綱第2の3の(2)のウの(ア)の都道府県法人による確認は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済(以下「果樹共済」という。)の損害評価員等果樹生産について知見を有する者に委嘱することができるものとする。

(イ) 要綱第2の3の(2)のウの(ア)の「不適切な実施状況」とは、生産出荷計画に即して摘果等による生産量の調整又は出荷量の調整が実施されていない場合とするものとする。

エ 生産出荷実績

(ア) 要綱第2の3の(3)の生産出荷実績報告書には、以下に掲げる事項を記載するものとする。

a 生産実績

b 生食用及び加工原料用の用途別出荷実績

(a) 出荷ルート別の出荷実績

(b) 出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量が定められた場合にあつては、その出荷時期区分ごとの内訳

(イ) 指定果実出荷事業者は、生産出荷目標を通知した指定果実生産者からの生産出荷実績報告書を都道府県法人に提出する場合には、総括表を添付するものとする。

(ウ) 都道府県法人は、生食用及び加工原料用の用途別の出荷実績を確認するため、(ア)の生産出荷実績報告書を精査するとともに、必要に応じ、出荷・販売台帳との照合、生産者・生産出荷組織、農協、市場等の関係者に対する聴き取り調査等を実施するものとする。

(3) 加工原料用果実の長期的な取引契約の推進

都道府県法人は、要綱第2の3の(4)による指定果実出荷事業者と果実加工業者の加工原料用果実の長期的な取引契約の締結を推進するため、指定果実出荷事業者及び果実加工業者に対する指導助言に努めるものとする。

3 需給不均衡が懸念される場合の措置

(1) 生産出荷目標の変更

ア 要綱第2の4の(1)のイの変更を行う場合のうち、産地別の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の変更は、都道府県果協の構成員による協議を経た上で、当該都道府県の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の範囲内で行うこととする。

イ 要綱第2の4の(1)のイの変更を行う場合のうち、都道府県別の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の変更は、全果協の構成員による協議を経た上で、全国の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の範囲内で行うこととする。

ウ 要綱第2の4の(1)のイの(イ)の「生産局長が別に定める限度」は、原則として全国の適正出荷量(適正生産出荷見通しに含まれるものをいう。

以下同じ。)の3%とするものとする。

(2) 生産出荷安定指針等の策定

ア 要綱第2の4の(2)の生産出荷指導指針には、以下の事項を定めるものとする。

(ア) 全国の予想生産量

(イ) 全国生産量の目標

(ウ) 全国の生食用及び加工原料用の用途別の出荷量の目標

(エ) (イ)及び(ウ)の目標を達成するために必要な措置

イ 要綱第2の4の(2)のアの「生産局長が別に定める基準」は原則として全国の適正生産量(適正生産出荷見通しに含まれるものをいう。以下同じ。)の10%また、同項イの「生産局長が別に定める基準」は原則として全国の適正出荷量の6%とするものとする。

4 関係様式

(1) 要綱第2の2の規定による手続きに係る様式は、下表のとおりとする。

様式名	条文	様式番号
全国生産出荷目標	要綱第2の2の(2)	別紙様式1-1
都道府県生産出荷目標	要綱第2の2の(3)	別紙様式1-2
産地生産出荷目標	要綱第2の2の(4)	別紙様式1-3

(2) 要綱第2の3並びに要領(この通知をいう。以下同じ。)第1の2の(1)のイ及び(2)のエの(イ)の規定による手続きに係る様式は、下表の例によるものとする。

様式名	条文	様式番号
生産出荷計画承認申請書	要綱第2の3の(1)のア	別紙様式1-4
生産出荷計画(実績)総括表	要領第1の2の(1)のイ及び(2)のエの(イ)	別紙様式1-5
生産出荷実績報告書	要綱第2の3の(3)	別紙様式1-6

5 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業

(1) 果実計画生産確認事業

ア 果実計画生産推進資金の造成

都道府県法人は、要綱第2の6の(1)のエの(イ)の補助金の申請を行う場合には、指定法人の業務方法書に定めるところにより、果実計画生産推進基本計画及び負担金等による資金の造成額を証する書類を添付するものとする。

イ 補給金の交付等

要綱第2の6の(1)のオの(ア)の補給金の交付対象となる経費の具体的な内容は、以下に定めるところ及び生産局長が別に定めるところによるとともに、補給金額の限度、交付条件等は、指定法人が業務実施方針及び業務実施規程において定めるものとする。

(ア) 計画的生産出荷の指導

生産出荷目標の作成のための会議開催費、調査費、台帳整備費及び資料作成費、生産出荷計画の実施状況の確認のための確認担当者手当（果樹研究同志会等の指導者等果樹農業について知見を有する者に委嘱して実施した場合の委嘱手当を含む。）及び帳簿作成費、産地指導のための講習会開催費及び資料作成費等の経費とするものとする。

(イ) 計画的生産の促進

下表に掲げる作業の計画的な推進に必要な共同作業の記帳手当、作業打合せ会議開催費及び講習会への参加費、同表の作業（改植・高接、枝別全摘果を除く。）のうち以下に掲げる要件を満たすものの実施に必要な人件費及び薬剤費等の経費とするものとする。

- a 3戸以上の生産者が責任者を定めて共同で行うもの
- b 指定果実出荷事業者又は指定果実出荷事業者が適当と認める果樹研究同志会、摘果推進集団等（個人を除く。）が責任者を定めて請負で行うもの

対象とする作業	作業の内容	
うんしゅ	改植・高接	うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種その他の果実への改植又は高接（ただし、普通・早生から極早生の品種に転換する場合を除く。高接にあつては一挙更新する場合に限る。）
しゅ	園地別、樹別又は半樹別の全摘果	園地、樹、又は半樹（2等分した樹冠のいずれか一方）ごとに全く結実させないようにするためのせん定又は摘果
うみかん	間伐・大枝切り	園地ごとに植栽されている樹の1/3以上を均等に伐採する間伐又は全ての樹の主枝を1/3以上切除する大枝切り
	枝別全摘果	園地ごとに全ての樹について結実枝と全摘果枝が交互に配置されるようにするためのせん定又は摘果

り ん ご	着果量の調整	都道府県果協が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果
-------------	--------	------------------------------------------------

ウ 実績の報告

要綱第2の6の(1)のウの実績の報告には、イの経費の区分ごとに、それぞれの実施内容、それらに要した経費及び補給金の額について記載するものとする。

エ 業務方法書

都道府県法人は、この事業を実施する場合には、業務方法書に果実計画生産推進基本計画、果実計画生産推進計画負担金の納付、計画生産出荷促進資金の管理、補給金の交付その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

オ 関係様式

要綱第2の6の(1)に規定する手続きに係る様式は、下表に掲げるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果実計画生産推進基本計画承認(変更承認)申請書	要綱第2の6の(1)のウの(ア)及び(ウ)	別紙様式2-1
果実計画生産推進資金造成補助金交付申請書	要綱第2の6の(1)のエの(イ)	別紙様式2-2
果実計画生産推進計画承認(変更承認)申請書	要綱第2の6の(1)のオの(イ)のa及びc	別紙様式2-3
果実計画生産推進補給金交付申請書	要綱第2の6の(1)のオの(ウ)	別紙様式2-4
果実計画生産推進事業実績報告書	要綱第2の6の(1)のカ	別紙様式2-5

(2) 緊急需給調整特別対策事業

ア 緊急需給調整事業実施方針の策定等

(ア) 緊急需給調整事業実施方針

要綱第2の6の(2)のエの(ア)のaの全国緊急需給調整事業実

施方針は、以下の事項を定めるものとする。

- a この事業の対象とする品目に関する事項
- b この事業の発動に関する事項
- c 都道府県別のこの事業の対象とする果実の数量の配分に関する事項
- d その他必要な事項

(イ) 都道府県緊急需給調整事業実施方針

要綱第2の6の(2)のエの(ア)のcの都道府県緊急需給調整事業実施方針は、以下の事項を定めるものとする。

- a この事業の対象とする品目に関する事項
- b この事業の発動に関する事項
- c 指定果実出荷事業者別のこの事業の対象とする果実の数量の配分に関する事項
- d その他必要な事項

(ウ) 産地緊急需給調整事業実施計画

要綱第2の6の(2)のエの(イ)のaの産地緊急需給調整事業実施計画は、以下の事項を定めるものとする。

- a この事業の対象とする品目に関する事項
- b この事業による取組の実績の確認及び報告に関する事項
- c この事業の対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項
- d この事業の対象とする果実の数量に関する事項
- e 緊急需給調整資金の拠出に関する事項
- f その他必要な事項

(エ) 実施計画の変更

要綱第2の6の(2)のエの(イ)のdのただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

イ 事業の発動

(ア) 要綱第2の6の(2)のオの(ア)の承認の申請は、以下に掲げる事項を明らかにしてするものとする。

- a この事業を実行する期間に関する事項
- b 都道府県別のこの事業を実行する果実の数量に関する事項
- c その他必要な事項

(イ) 要綱第2の6の(2)のオの(イ)の通知は、(ア)のaからcまでに掲げる事項を明らかにしてするものとする。

(ウ) 要綱第2の6の(2)のオの(ウ)の通知は、以下に掲げる事項を明らかにしてするものとする。

- a この事業を実行する期間に関する事項
- b 指定果実出荷事業者別のこの事業を実行する果実の数量に関する事項
- c その他必要な事項

ウ 緊急需給調整資金

要綱第2の6の(2)のカの緊急需給調整資金の額は、次の数式により算出された額以内の額とする。

$$\text{緊急需給調整資金} = \text{道府県別のこの事業の対象となる果実の数量 (kg)} \times \text{指定法人が生産局長と協議して定める単価 (円/kg)} \times 1/2$$

エ 指定果実出荷事業者に対する補給金

要綱第2の6の(2)のキの(ア)の指定果実出荷事業者に対する補給金の額は、次の数式により算出された額以内の額とする。

$$\text{補給金} = \text{指定果実出荷事業者別のこの事業を実行する果実の数量 (kg)} \times \text{指定法人が生産局長と協議して定める単価 (円/kg)}$$

オ 実績の報告

要綱第2の6の(2)のクの(ア)の産地調整実績報告は、以下に掲げる事項を記載するものとする。

- (ア) この事業の対象とする品目に関する事項
- (イ) 指定果実出荷事業者に関する事項
- (ウ) 緊急需給調整加工仕向量の実績に関する事項
- (エ) その他必要な事項

カ 事業要件

本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (ア) 総出荷量が要綱第2の2の(4)の適正出荷量の範囲内であること
- (イ) 生食用出荷量が要綱第2の2の(4)の生食用の適正出荷量の範囲内であること
- (ウ) 指定果実出荷事業者が要綱第2の3の(1)のアの規定に基づき、生産出荷計画を作成し、都道府県法人の承認を受けていること
- (エ) 1の(6)のウの(イ)の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内であること
- (オ) 1の(6)のウの(ウ)の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合、特別摘果を実施していること

キ 業務方法書

都道府県法人は、この事業を実施する場合には、業務方法書に、緊急需給

調整事業実施計画の策定、緊急需給調整資金の造成、補給金の交付その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

ク 関係様式

要綱第2の6の(2)のエ、オ及びクに規定する手続きに係る様式は、下表に掲げる例によるものとする。

様式名	条文	様式番号
全国緊急需給調整事業実施方針	要綱第2の6の(2)のエの(ア)	別紙様式3-1
都道府県緊急需給調整事業実施方針	要綱第2の6の(2)のエの(ア)のc	別紙様式3-2
産地緊急需給調整事業実施計画	要綱第2の6の(2)のエの(イ)のa	別紙様式3-3
都道府県緊急需給調整事業実施計画	要綱第2の6の(2)のエの(イ)	別紙様式3-4
全国緊急需給調整発動通知	要綱第2の6の(2)のオの(イ)	別紙様式3-5
都道府県緊急需給調整発動通知	要綱第2の6の(2)のオの(ウ)	別紙様式3-6
産地調整実績報告	要綱第2の6の(2)のクの(ア)	別紙様式3-7
都道府県調整実績報告	要綱第2の6の(2)のクの(イ)	別紙様式3-8

(3) 果汁特別調整保管等対策事業

ア 果汁特別調整保管等対策事業実施計画

(ア) 要綱第2の6の(3)のウの(ア)の果汁特別調整保管等対策事業実施計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算、都道府県及び都道府県法人との連携を図る体制の構築その他この事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

(イ) 要綱第2の6の(3)のウの(エ)のただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量の増減、事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

イ 補助金の交付

この事業の補助対象となる経費及び補助率は、以下に定めるところによるものとする。

(ア) 果実製品の調整保管に係る事業

補助対象となる経費は、果実製品の製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払いに要する経費とし、補助率は、金利については定額、保管料については2分の1以内とする。

(イ) 果実の産地廃棄に係る事業

補助対象となる経費は、選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費とし、補助率は、2分の1以内とする。

ウ 要綱第2の6の(3)のオの実績の報告は、(ア)の実施計画の内容に準じて記載するものとする。

エ 関係様式

要綱第2の6の(3)に規定する手続きに係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
果汁特別調整保管等対策事業実施計画承認(変更承認)申請書	要綱第2の6の(3)のウの(ア)及び(ウ)	別紙様式4-1
果汁特別調整保管等対策事業補助金交付申請書	要綱第2の6の(3)のエの(ア)	別紙様式4-2
果汁特別調整保管等対策事業実績報告書	要綱第2の6の(3)のオ	別紙様式4-3

(4) 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

要綱第2の6の(4)の自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施については、以下に定めるところによるものとする。

ア 対象果実

本事業の対象果実は、自然災害等による被害が当該果実の国内需給に与える影響等を勘案し、別途定めるものとする。

イ 事業の種類及び内容等

本事業の種類及び内容は以下に定めるところによるものとし、アで定める対象果実の特性等を勘案し、具体的な対象事業内容、対象経費及び補助率等を別途定めるものとする。ただし、(イ)の対策は、(ア)の対策と一体的に実施する場合のみ対象とするものとする。

(ア) 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

対象果実の有効利用の促進や区分流通の実施、加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵の実施等に必要な経費を助成するものとする。

(イ) 自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に向けた取組に必要な経費を助成するものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の対策のほか、対象果実ごとに必要と認められる対策

ウ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画

(ア) 要綱第2の6の(4)のウの自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他この事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項等について定めるものとし、具体的な内容についてはア及びイと併せ別途定めるものとする。

(イ) 要綱第2の6の(4)のウの(イ)による計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第2 果樹経営支援等対策の実施

1 果樹経営支援対策事業

要綱第3の1の果樹経営支援対策事業の実施については、以下に定めるところによるものとする。

(1) 支援の対象となる取組等

ア 要綱第3の1の(1)の「産地自らが策定した計画」は、果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づき策定された果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）とするものとする。

イ この事業による支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率は次の表のとおりとする。なお、対象となる品目又は品種は、原則として産地計画において今後振興すべき品目又は品種として定められているものとする。

支援の対象となる取組	支援対象者	補助率
(1) 整備事業 ア 改植又は高接	整備事業の支援対象者は次に掲げる者とする。 ①産地計画において担い手と定められた者（以下「担い手」という。） ②産地計画に参画している生産者（左欄ウの廃園の取組を除き、1年以内に担い手が所有権若しくは貸借	2分の1以内 （りんご等主要果樹の改植及び転換前の品目がうんしゅうみかん等かんきつ類で

	権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）	ある改植の場合にあつては定額（事業実施主体が生産局長と協議して定める額。以下この表において同じ。))
イ 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備	③農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた者をいい、左欄ウの廃園の取組を行う場合を除く。）	2分の1以内
ウ 廃園	④要綱第3の1の事業実施主体（以下第2において「事業実施主体」という。）が特に必要と認める者	2分の1以内 (みかん等又はりんごが植栽されている場合にあつては定額)
エ 果実の品質向上等を目的として行う用水・かん水施設の整備		2分の1以内
オ その他事業実施主体が特に必要と認める取組		2分の1以内
(2) 推進事業	推進事業の支援対象者は次に掲げる者とする。	2分の1以内
ア 担い手に雇用労働力を的確に供給するための労働力調整システムの構築	①市町村 ②生産出荷団体(事業実施者を除く。)	
イ 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築	③事業実施主体が特に必要と認める者	
(ア) 果実供給力の維持対策に関する検討会の開催		定額
(イ) 園地情報を的確に把握し担い手の園地		2分の1以内

集積、荒廃園地の発生抑制の取組を支援するための情報システム等の構築	
ウ 購入した苗等を一定期間育成するための育苗ほの設置	2分の1以内
エ 果実の高品質化や生産性の向上を達成するための新技術の実証・普及	2分の1以内
オ 今後振興すべき品目又は品種のブランド化及び販路の開拓等	2分の1以内
カ 輸出先国及び地域の輸入条件に適合した果実の生産・流通体系の実証	2分の1以内
キ 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。)に基づく果樹農業振興基本方針第1の3の(1)のイに定める「産地キャリアプラン」の策定・推進	
(ア) 産地キャリアプランの策定・情報発信	定額
(イ) 研修園の活用等	2分の1以内

ウ 表の(1)のアの補助率が定額とされている改植について、次に掲げるいずれか又は全てに該当する場合であって、改植に伴い追加的な土層改良経費を要するなど事業実施主体が生産局長と協議して定めた要件に該当する場合、当該改植単価に2万円/10a(定額)を加算できるものとする。

(ア) 農地中間管理機構等が集積・集約した園地において行う改植

(イ) 農地を集積・集約した上で、急傾斜地から平地等に園地を移動して行う改植

エ 事業を円滑に推進するため、事業実施主体が生産局長と協議して別に定める使途の基準等に基づき、都道府県法人等に対して推進事務費を交付することができるものとし、その補助率は定額とする。

(2) 支援の要件

この事業の支援を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ただし、アからエまでの事項については、生産局長と協議の上、事業実施主体が別に定める場合にあつては、この限りではない。

ア 事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること

イ 要綱第1の指定果実の生産出荷を行っている者が、指定果実に係る整備事業を実施する場合にあつては、要綱第2の2の生産出荷目標の配分を受けていること

ウ 要綱第1の指定果実の出荷を行っている者が、推進事業（(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄中の(2)の推進事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、要綱第2の2の生産出荷目標の配分を受けていること

エ 推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県において、対象品目について果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合にあつては、当該推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは事業実施主体が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の収穫共済の加入率が当該都道府県の加入率以上であること又は加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されており、当該目標の達成が確実であると認められること

(3) 果樹経営支援対策事業実施計画

ア 要綱第3の1の(7)の果樹経営支援対策事業実施計画には、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

イ 要綱第3の1の(7)のウのただし書の計画変更承認又は協議を必要とする事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 環境と調和のとれた農業生産活動

生産出荷団体は、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、要綱第3の1の(9)の報告書（整備事業に係るものに限る。）の提出にあわせて、(1)のイの表の支援対象者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環

境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。なお、支援対象者が（５）のチェックシートを提出する場合は、生産出荷団体は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

（５）農業生産工程管理（GAP）の導入

生産出荷団体は、要綱第３の１の（９）の報告書（整備事業に係るものに限る。）の提出にあわせて、（１）のイの表の支援対象者から、農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年４月21日付け22生産第479号生産局長通知）における取組事項を含むものとする。

（注）農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

（６）経営の安定化を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施者は、農業共済組合等と連携し、取組主体を通じて支援対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

（７）政策の重要度に応じた補助金の配分

ア 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる区分に応じて算出した額を事業実施者へ交付するものとする。ただし、自然災害被害に伴う事業実施計画についてはこの限りではない。

- （ア）担い手への園地の集積状況
- （イ）振興品目の生産状況
- （ウ）農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- （エ）農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- （オ）農業共済及び収入保険の加入状況
- （カ）GAPの取組状況

イ アの区分の指標については、事業実施主体が生産局長と協議して定めるものとするが、農地中間管理機構等を活用するなど構造改革に取り組む産地協議会については優先採択する点に留意するものとする。

（８）関係様式

要綱第３の１の（７）のア、（８）のアの（ア）及び（９）のアに規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
-----	----	------

果樹経営支援対策整備事業実施計画（兼実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（兼確定報告）	要綱第3の1の（7）の ア	別紙様式5-1
果樹経営支援対策整備事業実施計画（兼実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者産地総括表（兼確定報告）	〃	別紙様式5-2
果樹経営支援対策推進事業実施計画（兼実績報告）	〃	別紙様式5-3
果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）承認申請書	〃	別紙様式5-4
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書	要綱第3の1の（8）の アの（ア）	別紙様式5-5-1
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書（生産出荷団体に委任する場合）	〃	別紙様式5-5-2
果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求書	要綱第3の1の（9）の ア	別紙様式5-6

2 果樹未収益期間支援事業

要綱第3の2の果樹未収益期間支援事業の実施については、以下に定めるところによるものとする。

（1）支援対象者等

ア この事業による支援対象者は、次のとおりとする。

（ア）1の（1）のイの表の「支援の対象となる取組」の欄の（1）の取組のうち、改植の取組（事業実施主体が定める果樹の改植の取組をいう。）を実施した者（同表の「支援対象者」の欄の②の生産者を除く。）

- (イ) 1の(1)のイの表の「支援対象者」が(ア)の取組を実施した園地の所有権若しくは貸借権等を1年以内に取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが確実に認められる者
- (ウ) 農地中間管理機構が(ア)の取組を実施し、(ア)の取組後1年を超えて農地中間管理機構による保全管理(中間管理事業法第2条第3項第4号に掲げる業務及び「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」(平成12年9月1日付け12構改B第846号)の「別添2特例事業規程例」の第18条に掲げるものをいう。以下同じ。)が行われた園地の、所有権、貸借権等を取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが確実に認められる者
- (エ) 東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱(平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知)別表のメニュー欄の1の(4)の放射性物質の吸収抑制対策において、又は福島県営農再開支援事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知)に基づき、果樹の改植の取組(ただし、対象となる品目は(ア)の取組の対象品目と同様のものに限る。)により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有権、貸借権等を有する者(ただし、産地計画に参画している生産者に限る。)
- (オ) 原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱(平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知)別記の2の別表2に定める果樹の新植・改植(ただし、対象となる品目は(ア)の取組の対象品目と同様のものに限る。)に取り組んだ園地の所有権、貸借権等を有する者

イ この事業における果樹未収益期間は改植実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植実施年を除いた4年間とする。ただし、アの(ウ)の場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数を減ずるものとする。

ウ この事業による補助率は定額(事業実施主体が生産局長と協議して定める額)とする。

(2) 果樹未収益期間支援事業対象者の申告

要綱第3の2の(5)の果樹未収益期間支援事業対象者の申告は、(1)のアの(ア)又は(イ)の場合は、原則として(1)のアの(ア)又は(イ)の支援対象者の要件を満たす取組が記された要綱第3の1の(7)のアの果樹経営支援対策事業実施計画の提出と併せて行うものとする。

(3) 果樹未収益期間支援事業対象者の確定報告

要綱第3の2の(7)のアの果樹未収益期間支援事業対象者の確定報告は、(1)のアの(ア)又は(イ)の場合は、原則として(1)のアの(ア)又は(イ)の支援対象者の要件を満たす取組が記された要綱第3の1の(9)のアの果樹経営支援対策事業実績報告と併せて行うものとする。

(4) 関係様式

要綱第3の2の(5)、(6)及び(7)のアに規定する手続に係る様式は、(1)のアの(ア)又は(イ)の場合は、1の(5)の表に掲げるものを例として、また、(1)のアの(ウ)又は(エ)の場合はこれに準じて事業実施主体又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

3 果樹生産性向上モデル確立推進事業

要綱第3の3の果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施については、以下に定めるところとする。

(1) 実施要綱第3の3の(1)の「農地中間管理機構果樹モデル地区協議会」は、以下の要件を満たすものとする。

ア 産地計画を策定した協議会のうち「果樹園地の担い手への集積と改植等の促進について(平成28年8月22日付け28経営第1265号、28生産第863号農林水産省経営局農地政策課長、生産局園芸作物課長連名通知)」に沿った取り組みを行い、経営局農地政策課が行う「果樹モデル地区の状況調査」の調査に係る状況報告を行っている協議会であること。

イ 農地中間管理機構を通じて産地内の園地面積の1%以上の集積又は10a以上の園地の集約が行われ、又は行われることが確実であること。

ウ 要綱第1の指定果実の生産出荷を行っている者が、指定果実に係る事業を実施する場合にあっては、要綱第2の2の生産出荷目標の配分を受けていること。

(2) 支援の対象となる取組等

ア 果樹モデル地区協議会が行う、省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証及び普及のためのマニュアル作成や講習会の開催等についての費用を支援するものとする。

イ 実証に当たっては、10a以上の園地を対象とするものとする。

(3) 補助率

果樹生産性向上モデル確立推進事業の補助率は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とし、実証のために行う改植等の補助率は第2の1に準ずる。なお、1地区の事業費は上限1千万円とする。

(4) 事業の成果目標

実施要綱第3の3の(5)の生産局長が別に定める成果目標は、次に掲げるものとする。

ア 事業実施前と比べ、産地の生産コスト又は作業時間を10%以上縮減すること。

イ 成果目標の設定に当たっては、効果的なものとなるよう、その設定根拠を明確にすること。

ウ 目標年度は、事業実施の翌々年度とする。ただし、改植等を伴う省力化技術を導入する場合は、事業完了の翌年から起算して8年以内とする。

(5) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画の作成

- ア 要綱第3の3の(7)の果樹産地生産性向上モデル確立推進事業実施計画には、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。
- イ 要綱第3の3の(7)のウのただし書の計画変更承認又は協議を必要とする事項については、成果目標の変更、果樹モデル地区協議会の変更、事業の中止若しくは廃止、果樹モデル地区協議会における事業費の30%を超える増若しくは国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- (6) 農業機械・施設及び実証ほ場の管理運営
- ア 管理運営
- 事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場について、目標年次まで、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その事業目的に即して最も効率的な運用を図ることにより適正に管理運営するものとする。
- イ 管理委託
- 事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場の管理は、原則として、果樹モデル地区協議会が行うものとする。ただし、果樹モデル地区協議会が事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場の管理運営を直接行い難い場合には、他に定めのある場合を除き、産地計画に担い手として位置づけられている者であって、果樹モデル地区協議会が適当と認めるものに管理させることができるものとする。
- ウ 指導監督
- 都道府県法人等は、事業の適正な推進が図られるよう、取組主体による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。
- また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。
- (7) 事業名等の表示
- 果樹モデル地区協議会は、事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場には、事業名等を表示するものとする。
- (8) 支援対象となる経費
- 本事業において補助対象とする経費は、果樹モデル地区協議会が行う、省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及に直接必要となる別表1に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、次の取組は補助対象としない。
- ア 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- イ 農産物の生産費補てん(改植等を伴う省力化技術を導入する場合を除く。)
- 若しくは販売価格支持又は所得補てん
- ウ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による

販売促進を目的とした宣伝・広告

(9) リースを行う農業機械・施設の範囲

ア リースを行う農業機械・施設の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、農業機械・施設のリース方式による導入の規模決定に当たっては、当該果樹モデル地区協議会が成果目標の達成に必要な農業機械・施設規模で決定できるものとする。ただし、次に掲げる機械は除く。

(ア) トラクター

(イ) 農業以外への用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

(ウ) 中古の農業機械・施設

(エ) 機械・施設の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械・施設への更新と見なされるもの

(10) 農業機械・施設のリース導入に係る留意事項

農業機械・施設をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 農業機械・施設のリース料助成金の額の計算方法は、対象農業機械・施設ごとに次に掲げる計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、計算に当たっては、リース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、資機材の設置費を含む。）及びリース期間満了時に残存価格を設定する場合の残存価格は、消費税を除く額とし、リース期間は農業機械利用者が農業機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とすること

(ア) $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内

(イ) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1 / 2$ 以内

イ 果樹モデル地区協議会は、リース内容や対象農業機械・施設の決定根拠等の農業機械・施設に係る事項を果樹生産性向上モデル確立推進事業計画に記載又は根拠となる資料を添付すること。

ウ 果樹モデル地区協議会が成果目標の達成後もリースにより導入した農業機械・施設を継続利用する場合は、都道府県法人等と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定するものとする。

エ 本事業で助成の対象となる農業機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）に関わらずリース方式による導入ができるものとする。

オ 導入する農業機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする

カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（果樹モデル地区協議会又は果樹モデル地区協議会の構成員（以下「果樹モデル地区協議会等」という。）と当該果樹モデル地区協議会等が導入する対象農業機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

（イ）リース期間が1年以上であり、かつ法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

キ リース事業者及びリース料の決定

果樹モデル地区協議会等は、本事業について都道府県法人等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ク 助成金の支払申請に係る書類

（ア）果樹モデル地区協議会等は、キの入札結果及びリース契約に基づき農業機械・施設を導入し、都道府県法人等に対し助成金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（イ）都道府県法人等は、提出のあった請求内容及び資料を確認のうえ、アの（ア）及び（イ）により算定されたリース料助成額の範囲内で、リース料助成金を支払うものとする。

(11) 実績の報告

ア 果樹モデル地区協議会は、この事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体等は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(12) 事業実施状況の報告等

ア 果樹モデル地区協議会は、事業実施年から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況報告書を作成し、7月末までに都道府県法人等に提出するものとする。

イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該果樹モデル地区協議会に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し生産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判

断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて生産局長に報告するものとする。

エ 生産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況についての事業実施報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(13) 事業の評価

ア 果樹モデル地区協議会は、目標年度の翌年度（省力化樹形を導入する場合は、事業完了の翌年から起算して8年以内）の7月末までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、成果目標が達成されていないと判断する場合には、都道府県と協力して当該果樹モデル地区協議会に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう、果樹モデル地区協議会に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。なお、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、適切な措置を講じるものとする。ただし、天災その他果樹モデル地区協議会の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を生産局長に報告するものとする。

オ 生産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

カ 生産局長又は地方農政局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 関係様式

要綱第3の3の(7)、(9)及び第2の3の(12)から(13)までに規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
-----	----	------

果樹生産性向上モデル確立推進事業計画（兼実績報告）申請書	要綱第3の3の（7）の ア	別紙様式5-7
果樹生産性向上モデル確立推進事業補助金交付申請書	要綱第3の3の（9）の ア	別紙様式5-8
果樹生産性向上モデル確立推進事業実績報告兼補助金支払請求書	要領第2の3の（11）の ア	別紙様式5-9
果樹生産性向上モデル確立推進事業実施状況報告書	要領第2の3の（12）の ア	別紙様式5-10
果樹生産性向上モデル確立推進事業目標達成状況報告書	要領第2の3の（13）の ア	別紙様式5-11
果樹生産性向上モデル確立推進事業における改善計画	要領第2の3の（13）の イ	別紙様式5-12

第3 果実流通加工対策の実施

要綱第4の果実流通加工対策の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 果実加工需要対応産地強化事業

(1) 加工専用果実生産支援事業

ア 加工専用果実生産支援事業実施計画

(ア) 要綱第4の1の（2）のウの加工専用果実生産支援事業実施計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(イ) 要綱第4の1の（2）のウの（ウ）のただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

イ 補助金の交付等

(ア) この事業の補助対象となる経費及び補助率は次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
(1) 果実加工品の試作品製作のための検討委員会の開催、	定額(指定法人が生産局長と協議

試作品の製作、試作品の成分分析、消費者 モニター調査及び報告書の作成（(2)を行う場合に限る。）	して定める額
(2) 当該加工品の原料価格を想定した栽培手法等の検討のための検討会の開催、栽培技術の実証及びマニュアル・報告書等の作成	定額(指定法人が生産局長と協議して定める額)
(3) 事業成果の報告会及び交流会の開催	定額

(イ) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

ウ 関係様式

要綱第4の1の(2)に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
加工専用果実生産支援事業実施計画承認(変更承認)申請書	要綱第4の1の(2)のウの(ア)及び(ウ)	別紙様式6-1
加工専用果実生産支援事業補助金交付申請書	要綱第4の1の(2)のエの(ア)	別紙様式6-2
加工専用果実生産支援事業実績報告書兼支払請求書	要綱第4の1の(2)のオの(ア)	別紙様式6-3

(2) 国産果実競争力強化事業

ア 国産果実競争力強化型実施計画

(ア) 要綱第4の1の(3)のウの(ア)の国産果実競争力強化事業実施計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算、都道府県及び都道府県法人等との連携を図る体制の構築その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(イ) 要綱第4の1の(3)のウの(エ)のただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

イ 補助金の交付

この事業の補助対象となる経費及び補助率は次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
部門別経営分析及び需要調査に要する経費	定額

過剰な搾汁設備等の廃棄に要する経費	3分の1以内
高品質果汁等製造設備の導入に要する経費	3分の1以内
廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要する経費	2分の1以内
新製品や新技術の開発又は普及に要する経費	2分の1以内
果実加工品等の需要拡大の取組に要する経費（指定法人が事業実施者としてこの事業を実施する場合に限る。）	定額

ウ 関係様式

要綱第4の1の(3)に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
国産果実競争力強化事業実施計画承認（変更承認）申請書	要綱第4の1の(3)のウの(ア)及び(エ)	別紙様式7-1
国産果実競争力強化事業補助金交付申請書	要綱第4の1の(3)のエの(ア)	別紙様式7-2
国産果実競争力強化事業実績報告書兼支払請求書	要綱第4の1の(3)のオの(ア)	別紙様式7-3

(3) 加工原料安定供給連携体制構築事業

ア 加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画

(ア) 要綱第4の1の(4)のウの(ア)の加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(イ) 要綱第4の1の(4)のウの(エ)のただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

イ 採択要件

採択に当たっては、(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかの取組を行うこととし、(ア)にあつては(カ)、(イ)及び(ウ)にあつては(エ)から(カ)までの要件を満たさなければならない。

(ア) 国産果実需要適応型取引手法実証の取組

国産果実の需要に適応した契約取引によるサプライチェーン等の構築に向けた取組を実施するものとする。

(イ) 加工原料用果実の選別、出荷の取組

- a 品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく取引を新たに導入すること、又は既に品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく取引を導入済みである場合は、新たに加工原料用果実の区分を加えた取引を導入するとともに、加工原料用果実の区分（1kg当たりの取引価格が最も低い区分を除く。）を含むそれぞれの区分において等級別取引価格を設定すること
- b 加工原料用果実の区分において、取引価格（加工場渡し価格）の引き上げに係る目標を定めること。なお、原則引き上げの目標が、現状の取引価格に新たに選別・出荷等に要する経費を加えた価格以上となっていること

(ウ) 作柄安定技術等の導入の取組

以下に掲げる対策について、2つ以上を事業対象面積の産地において取り組むものとする。

- a 病虫害被害回避対策
- b 地温、土壌水分調整、風害対策
- c 土壌改良・園地改良対策
- d 生産コスト低減対策

(エ) 生産者又は生産出荷団体と果実加工業者との間で加工原料用果実に係る長期取引契約（契約期間が2年以上のもので、契約期間中の各年において契約数量の定めがあり、かつ、当該契約数量が原則として30トン以上のものに限る。）を締結しており、当該契約に基づき品質の優れた加工原料用果実を確保又は出荷することが確実であると見込まれること。

(オ) 本事業に係る受益農家が5戸以上であること。

(カ) 事業実施及び会計手続を適正かつ効率的に行い得る体制を有していること。

ウ 補助金の交付

(ア) この事業の補助対象となる経費及び補助率は次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
(1) 国産果実需要適応型取引手法実証の取組 ア 供給・販売計画の作成に必要な検討会の	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）

<p>開催、需要調査、生産・流通コスト調査にかかる経費</p> <p>イ 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要な研修会の開催、展示場の設置、栽培マニュアルの作成、産地指導にかかる経費</p> <p>ウ 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化・多様化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器の借上り使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡大に向けた産地間の果実の運搬、多様な販売形態や流通経路に対応した果実の調製、流通先に応じた出荷規格の設計等にかかる経費</p> <p>エ 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者等への理解醸成活動にかかる経費</p>	
<p>(2) 加工原料用果実の選別及び出荷の取組 事業実施者に交付する加工原料安定出荷促進費にかかる経費</p>	<p>定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）</p>
<p>(3) 作柄安定技術の導入の取組 事業実施者に交付する加工原料安定生産にかかる経費</p>	<p>定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）</p>
<p>(4) (1) から (3) までの取組の成果に係る報告書の作成に係る経費</p>	<p>定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）</p>
<p>(5) その他果実加工品の安定供給のための(1) から (4) までの他の取組にかかる経費</p>	<p>定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）</p>

(イ) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

エ 関係様式

要綱第4の1の(4)に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画承認(変更承認)申請書	要綱第4の1の(4)のウの(ア)及び(ウ)	別紙様式8-1

加工原料安定供給連携体制構築事業補助金交付申請書	要綱第4の1の(4)のエの(ア)のa	別紙様式8-2
加工原料安定供給連携体制構築事業補助金実績報告書兼支払請求書	要綱第4の1の(4)のオの(ア)	別紙様式8-3

2 果実輸出支援強化事業

ア 果実輸出支援強化事業実施計画

(ア) 要綱第4の2の(4)のアの果実輸出支援強化事業実施計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(イ) 要綱第4の2の(4)のエのただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

イ 補助金の交付

(ア) この事業の補助対象となる経費及び補助率は次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
(1) 果実輸出効率化支援事業 ア リーフアーコンテナ等の効率的な活用や産地間連携による混載輸送等効率的な輸出の実施に係る検討会の開催にかかる経費 イ 効率的な輸出の実証試験にかかる経費 ウ 報告書の作成にかかる経費 エ その他本事業実施に必要な経費	2分の1以内
(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業 ア 長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による品質劣化防止技術等の開発及び応用に係る検討会の開催にかかる経費 イ 検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等にかかる経費 ウ 開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験にかかる経費 エ 報告書の作成にかかる経費 オ その他本事業実施に必要な経費	2分の1以内

(イ) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

ウ 関係様式

要綱第4の2に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
果実輸出支援強化事業実施計画承認（変更承認）申請書	要綱第4の2の（4）のア及びエ	別紙様式9-1
果実輸出支援強化事業補助金交付申請書	要綱第4の2の（5）のアの（ア）	別紙様式9-2
果実輸出支援強化事業実績報告書兼補助金支払請求書	要綱第4の2の（6）のア	別紙様式9-3

第4 パインアップル構造改革特別対策事業

要綱第5のパインアップル構造改革特別対策事業の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業の種類及び内容

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

(ア) この事業の実施者は、増殖又は栽培に関して優れた技術を有する者に対し、当該事業を委託することができるものとする。

(イ) この事業により育苗ほを設置する場合には、優良種苗の効率的な育苗を実施するため、その面積を増殖ほの面積に照らし適切なものとする。

イ 優良種苗供給推進事業

(ア) この事業により開催する協議会においては、以下に掲げる事項について協議するものとする。

a 優良種苗の供給計画

b その他優良種苗の増殖普及に関する事項

(イ) この事業の実施者は、アの事業により生産された優良種苗の配布に関し、配布申請及び配布決定の方法その他配布に必要な事項を含むパインアップル優良種苗緊急配布要綱を定め、要綱第5の3の（1）のパインアップル構造改革特別対策事業実施計画（以下「パインアップル構造改革事業計画」という。）が承認された後にこれに関係市町村長及び関係農業団体の長に通知するものとする。

(ウ) この事業の実施者は、(ア) の a の供給計画に即し優良種苗の適正な配布、配布した優良種苗台帳の作成・保管を行うものとする。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

(ア) 産地構造改革検討会は生産者、生産出荷団体、果実加工業者、実需者、沖縄県その他の関係者をもって構成するものとする。

(イ) (ア) の産地構造改革検討会においては、以下の事項について検討するものとする。

- a 産地の構造改革の基本的な方針に関する事項
- b 知事が定めるパインアップル栽培指針に即したパインアップルの栽培管理の改善に関する事項
- c パインアップルの需給の見通しに関する事項
- d 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に関する事項
- e その他必要な事項

イ 栽培管理改善事業

この事業の実施者は、アの(イ)の産地構造改革検討会における検討内容に基づき事業を実施するものとする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業において対象とする改植は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植であること

(イ) 産地計画又はこれに準ずる計画として知事が承認した計画に基づく改植であること

2 パインアップル構造改革事業計画

(1) この計画には、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(2) 要綱第5の4の(1)のただし書の計画変更承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

3 補助金の交付

この事業の補助対象となる経費及び補助率は、以下のとおりとする。

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

この事業の補助対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
-----------	-----

優良種苗を増殖及び育苗するための増殖用種苗の取得費	定額
増殖ほ及び育苗ほの設置費及び管理費	定額
育苗した種苗の配布費	定額
種苗増殖のための施設・機械の整備費	10分の6以内

イ 優良種苗供給推進事業

この事業の補助対象となる経費は、優良種苗の供給計画の作成費及びその普及推進のための協議会の開催費とし、補助率は2分の1以内とするものとする。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

この事業の補助対象となる経費は、産地構造改革検討会の開催費、生食用パインアップルの普及に係る指導費とし、補助率は2分の1以内とするものとする。

イ 栽培管理改善事業

この事業の補助対象となる経費は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るための展示ほの設置、栽培様式の改善、施設・機械の整備その他栽培管理の改善に要する経費とし、補助率は施設・機械の整備を実施する場合は10分の6以内、それ以外の場合は定額とするものとする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業の補助対象となる経費は、加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に必要な経費とし、補助率は定額とする。

4 関係様式

要綱第5に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
パインアップル構造改革特別対策事業実施計画承認（変更承認申請書）	要綱第5の4の（1）及び（4）	別紙様式10-1
パインアップル構造改革特別対策事業補助金交付申請書	要綱第5の5の（1）	別紙様式10-2
パインアップル構造改革特別対策事	要綱第5の6	別紙様式10-3

第5 指定法人の業務

1 基本財産等の管理

(1) 指定法人の基本財産等の資金の管理については、以下に定めるところによるものとする。

ア 基本財産等の資金の管理については次に掲げる方法によるものとする。

(ア) 銀行、農林中央金庫その他生産局長の指定する金融機関への預金

(イ) 国債、地方債その他生産局長の指定する有価証券の取得

(ウ) (イ) により取得した有価証券の信託業務を営む銀行若しくは信託会社への信託又は証券会社への預託

(エ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

イ 基本財産等の資金の運用により生じた利益は、当該資金に繰り入れるほか、管理費に充てるものとする。

(2) 指定法人は、基本財産に相当する資金を定款の規定により取り崩す場合を除いてこれを取り崩してはならないものとする。基本財産の運用により生じた利益は、指定法人の管理費に充てるものとする。

2 業務実施方針及び業務実施規程の作成

業務実施方針及び業務実施規程は、別紙様式11-1に沿って作成するものとする。

3 業務方法書の制定

要綱第9の5の生産局長が別に定める事項は、要綱第9の1の業務の実施に関する事項とし、これを制定しようとする場合にはあらかじめ生産局長に協議をすることとする。また、これを変更する場合も同様とする。

第6 都道府県法人の業務

1 法人の設立

(1) 都道府県法人を新たに設立する場合には、定款及び業務方法書を作成するものとする。

(2) 一般法人を活用して都道府県法人を設立する場合には、以下に定めるところによるものとする。

ア 類似の事業を行う一般法人の定款、業務方法書を変更し、要綱に基づく事業を行う機能を附与するものとする。

イ 要綱に基づく事業に係る収支とその他の収支とを明確に区分して経理を行うものとする。

ウ 都道府県法人が解散し、この機能を類似の事業を行う既存の一般社団法人に附与する場合、及び類似の事業を行う既存の一般社団法人が解散し、この事業を都道府県法人が引き継ぐ場合にもア及びイの規定を準用するも

のとする。

2 都道府県法人の事業年度

都道府県法人の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

3 資金の管理

(1) 都道府県法人は、指定法人の出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならない。

(2) (1) の財産は、第5の1の(1)のアに準じて管理するものとする。

(3) (2) の財産の運用により生じた利益は、都道府県法人の管理運営に要する経費及び4の借入金の利息の支払に充てるものとする。

(4) 交付準備金（要綱第9の1の(2)の交付準備金をいう。以下同じ。）は、第5の1の(1)のアに準じて管理するものとし、他の資金と区分して経理するものとする。この場合において、果実計画生産推進資金についてはうんしゅうみかんとりんごに区分して経理するものとする

(5) 交付準備金は、会員等の納付した負担金、指定法人、都道府県等から交付された補助金等からなるものとする。

(6) 交付準備金は、補給金等の交付に充てる場合、事業終了時又は業務対象年間の終了時に負担金等を払戻しする場合及び補助金等を返還する場合を除き、これを処分してはならない。

(7) 交付準備金の運用により生じた利益は、(4)の果実計画生産推進資金についてはその区分ごとに交付準備金に繰り入れるほか、指定法人と協議して承認された使途に充てることができるものとする。

(8) 要綱第2の6の(2)のカの緊急需給調整資金については、(4)及び(6)に準じて管理するものとする。

4 補給金等の借入れ

都道府県法人は、その保有する交付準備金の全額を使用して、なお支払うべき補給金等がある場合には、その財源に充てるために基本財産の額を限度として借入れを行うことができるものとする。

なお、この借入れの償還は、指定法人以外の当該法人の会員の負担においてその償還を行うものとする。この場合、当該都道府県法人は、借入金を早期に償還するものとする。

5 業務方法書の制定

要綱第10の5の生産局長が別に定める事項は、第1の5の(1)のエ及び第1の5の(2)のキに定めるもののほか、第1から第5の事業等の実施に必要な事項とする。

ただし、要綱第10の5に定める特認団体については、第2の事業等の実施に必要な事項とする。

6 指定法人との協議

都道府県法人は、定款（定款の変更を含む。）を定めた場合には、速やかに当該定款の写しを指定法人に提出するものとする。

第7 事業実施主体の業務

1 事業実施主体の要件

(1) 応募団体は、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とし、以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。

ア 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制及び管理体制）を有していること

イ 果実の生産・流通及び消費、果樹に係る試験研究等果樹農業に関する十分な知見を有していること

ウ 事業計画等（事業内容、事業費等）の的確な計画策定が可能であること、また実施能力を有していること

エ 補助金の適正管理が行われるよう、会計規程の整備及び適正な執行体制を有していること

(2) 生産局長は、別に定める公募要領に基づき、(1)の応募団体の中から、事業実施主体を選定するものとする。

2 事業実施主体の業務の内容

(1) 要綱第3の1から3までの事業について、その事業実施者に対する補助

(2) 要綱第3の4の事業の実施

(3) (1)及び(2)の業務に付帯する業務

3 事業実施等の手続

(1) 事業実施主体は、事業の実施前に、別紙様式12に沿って事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。なお、1の(2)により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、この規定の生産局長の承認を受けたものとみなすことができる。

(2) 要綱第11の3の(2)のただし書の事業実施計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施主体の変更、事業の取り止め及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、(3)の事業実施報告書をもってこれに代えることができる。

(3) 事業実施主体は、事業終了後3ヶ月以内に、(1)に準じて事業実施報告書を作成し、生産局長に提出するものとする。

4 事業実施主体の事業年度

事業実施主体の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

5 業務方法書の制定

要綱第11の5の生産局長が別に定める事項は、要綱第3の業務の実施に関する事

項とし、これを制定しようとする場合にはあらかじめ生産局長に協議をすることとする。また、これを変更する場合も同様とする。

第8 全果協及び都道府県果協の設置・運営

- 1 全果協は、協議会の運営に関し必要な事項を設置運営規程に定めるものとする。都道府県果協は、別紙様式11-2を例として設置運営規程を定めるものとする。
- 2 全果協及び都道府県果協は、年度当初及び摘果期、出荷期等果実の計画的生産出荷のために必要な時期又は生産局長若しくは知事から開催を指示された場合に、会長が招集して開催するものとする。

第9 その他

- 1 平成26年5月以降に確認されたキウイフルーツかいよう病の新系統（P s a 3）の発生、平成28年熊本地震、平成28年11月から平成29年3月まで大雪等、平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨並びに平成29年11月から平成30年3月までの数度にわたる大雪を要綱第9の2の不測の事態とし、これによる被害を受けた果樹について、要綱第3の1及び2の事業の取扱いについては、事業実施主体が業務方法書等に定めることとする。
- 2 要綱第8の2のただし書の規定に基づく事業の継続の場合には、事業計画の承認及び交付決定を行った翌年度以降の年度に関しても、当該事業計画の承認及び交付決定を適用することができるものとし、新たに事業計画の承認及び交付決定を行うことを必要としないものとする。
ただし、前年度と事業実施主体が異なる場合には、要綱第8の2のただし書の規定に基づく事業の継続ができるものとし、当該事業計画の承認を適用し、年度当初に再度会計手続きを行うものとする。
- 3 第2の1及び2の事業実施主体及び都道府県法人は、果樹産地の構造改革を円滑に進める観点から、産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施されるに当たり、それぞれ基金管理団体（産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。）及び都道府県に対し、必要な助言等を行うよう努めるものとする。
- 4 国の行う他の施策との連携を図るため、下表の事業欄に掲げる事業を実施する関係者は、連携する施策欄に掲げる施策に取り組むよう努めることとする。

連携する施策	事業	取組主体
【科学技術イノベーション施策】 担い手の不足や高齢化など生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性	要綱第3の事業	産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く）
	要綱第4の事業	事業実施者（指定法人を除く）

を向上させるため、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努める。		
---------------------------------------------	--	--

附 則

- 1 この改正は、平成23年3月29日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 都道府県法人における平成21年度までの交付準備金の運用により生じた利益については、都道府県法人は指定法人と協議の上、都道府県法人の管理運営に要する経費、都道府県法人が行う果実の生産出荷安定対策の実施に必要な経費として使用することができるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日25生産第3490号）

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成26年5月27日26生産第661号）

- 1 この改正は、平成26年5月27日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成27年4月9日26生産第3443号）

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成28年3月29日27生産第2878号）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の果実等生産出荷安定対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月9日28生産第343号）

- 1 この改正は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28生産第2220号）

- 1 この改正は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28生産第2214号）

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年8月25日29生産第1094号）

- 1 この改正は、平成29年8月25日から施行する。

附 則（平成30年3月16日29生産第2238号）

- 1 この改正は、平成30年3月16日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29生産第2374号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。